

建築物移動等円滑化基準

それぞれの説明中、

ブルーの数値等は**移動円滑化基準(義務基準)**、
オレンジの数値等は**移動円滑化誘導基準**です。

移動円滑化基準

移動円滑化誘導基準とは？

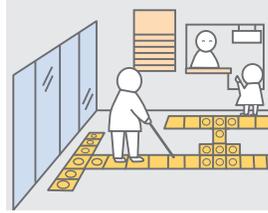
移動円滑化基準＝【最低限のレベル】

移動円滑化誘導基準＝【望ましいレベル】

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

	義務基準	誘導基準
玄関出入口の幅(1以上)	80cm以上	120cm以上
居室などの出入口	80cm以上	90cm以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

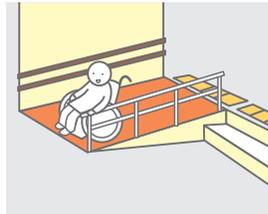
	義務基準	誘導基準
廊下幅	120cm以上	原則180cm以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

	義務基準	誘導基準
手すりの設置	片側	両側
スロープ幅	原則120cm以上	原則150cm以上
スロープ勾配	1/12以下	1/12以下(屋外は1/15以下)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

	義務基準	誘導基準
玄関出入口の幅(1以上)	80cm以上	120cm以上
居室などの出入口	80cm以上	90cm以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設け、わかり易く表示してください。

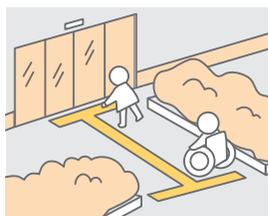
	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1つ以上	各階ごとに原則2%以上
床置き式小便器等の数	80cm以上	各階ごとに1つ以上



6 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

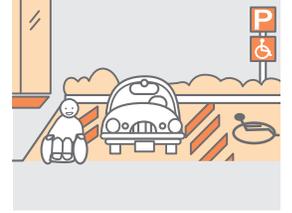
	義務基準	誘導基準
通路の幅	120cm以上	180cm以上



7 駐車場

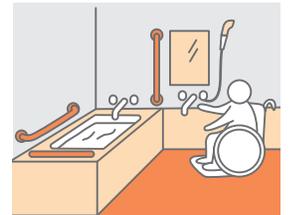
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方用の駐車スペースを確保し、車いすを使用する方であることをわかりやすく表示してください。

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用駐車施設の数	1つ以上	原則2%以上
車いす使用者用駐車施設の幅	350cm以上	350cm以上



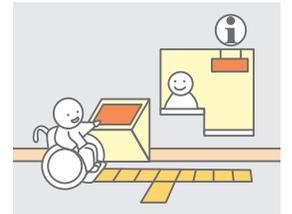
8 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(移動円滑化誘導基準)



9 「室内表示」について

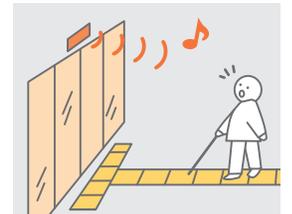
バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかり易い表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



10 室内設備に至る経路

道等から受付や案内板に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロック等を敷設するか、音声による誘導装置を設けてください。

	義務基準	誘導基準
玄関出入口の幅(1以上)	80cm以上	120cm以上
居室などの出入口	80cm以上	90cm以上



11 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず共用の便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方が利用できるようなする必要があります。



12 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず共用の便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方が利用できるような必要があります。
(移動円滑化誘導基準)

